

平成 28 年度における検討方針・課題（案）

平成 28 年度における重点課題、特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針等の概要は、以下のとおり。

1. 重点課題

以下の（１）及び（２）については、本年度に引き続き、重点課題として位置づけ、検討を実施するものとする。

（１）プレミアム基準の活用に関する検討

市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策について引き続き、検討を実施する。

本年度は、プレミアム基準の活用に係る専門委員会において、試行対象品目の拡充を実施するとともに、他省も含めた試行の実施拡大を検討したところである。平成 28 年度も引き続き、試行対象品目の検討・選定及び当該品目に係るプレミアム基準の検討を行うものとする。

また、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける活用を視野に、中規模乃至大規模なイベント開催に伴う環境負荷の最小化を図るとともに、より環境性能の高い基準によるグリーン購入を推進するため、イベントの実施に関連する様々な物品等の調達に当たってのプレミアム基準の活用の考え方の整理、対象とする分野・品目、参考となる各種基準等の検討を実施したところである。平成 28 年度は、本年度の検討結果等を踏まえ、プレミアム基準策定ガイドラインの改定を行うものとする。

（２）グリーン購入の国際展開に関する検討

国際的な市場のグリーン化を実現するためには、国際市場における環境配慮型製品等の流通を促進させることが必要であるが、現状では各国が独自の基準に基づくグリーン購入・環境ラベル制度を展開しており、それらが実質的な貿易障壁となっている側面がある。また、途上国では、グリーン公共調達（GPP）が整備されていない国も多く、環境配慮型製品に対するインセンティブが不十分な状況である。

本年度は、各国間の基準の調和・整合に向けた調査等を行うと共に、途上国を始めとする海外の担当者と GPP・環境ラベルにおける課題等について意見交換等を行い、各国とのネットワーク作りを進めたところである。また、有識者検討会の実施および平成 26 年度に立ち上げた官民連携プラットフォームの運営を通して、国際展

関に係る国内のニーズや方策について議論を行っている。

今後は、途上国における GPP の実施に向けた課題の深掘りを進めると共に、日本の知見や経験を生かした支援策を検討していく。また、国内外の GPP・環境ラベルの基準の調和についても引き続き推進していくこととする。

2．基本方針の追加・見直し等について

(1) 新たな品目の追加等に係る検討

平成 28 年度新規提案募集

物品、役務及び公共工事について、提案募集を実施する予定(5 月～6 月上旬を目途に募集開始)。

また、見直しスケジュールに示した見直し対象品目について、その判断の基準等の見直しに係る提案を求める形で提案募集を実施する予定。

公共工事の継続検討品目

公共工事の継続検討品目群(ロングリスト)として整理を行った品目については、引き続き検討を実施するものとする。

(2) 現行の基準等の見直し等に係る検討

平成 26 年度より特定調達品目及びその判断の基準等の改定等に当たっては、5 カ年の計画的な見直しスケジュールに基づき実施することとされた。

平成 28 年度は、本年度の判断の基準等の改定等を踏まえ、見直しスケジュールに示した 98 品目(うち文具類 83 品目)について判断の基準等の見直しを実施する予定である。主な見直し対象品目及びその内容は以下のとおり。

また、本検討会における意見・指摘事項等を踏まえ、環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目や重視すべき観点等については、分野横断的な検討を含め、見直しに適切に反映するものとする。

文具類

文具類については、グリーン購入法施行当初から特定調達品目として多くの品目が対象となっている。現行の基本方針においては、特定調達品目 270 品目中 83 品目を占めており、文具類に係る判断の基準としては、紙製、プラスチック製等の素材に着目した再生材料の配合率が設定されているところである。文具類については、素材ごとの検討が必要であるとともに、個別品目の特性に応じた見直しも重要である。また、平成 18 年度に文具類に係る分科会を設置し、個別品目の供給状況等の調査を踏まえ、可能な品目については、判断の基準等の強化・見直しを実施したところであるが、前回の文具類全般に係る見直しから 10 年が経過し、また、平成 27 年 6 月には「文具・事務用品 Version2」として、エコマーク認定基準の見直しが実施

されたところである。こうした状況を踏まえ、文具類については、スケジュールを前倒しし、素材の定義の考え方を含めて必要な判断の基準等の見直しを実施するものとする。

ディスプレイ

ディスプレイについては、現行の判断の基準において消費電力に係る基準として準用している国際エネルギースタープログラムの基準の Version7.0 が新たに制定され、平成 28 年 7 月に発効予定であることから、スケジュールを前倒しし、消費電力に係る判断の基準をはじめとした判断の基準等の見直しについて検討を実施するものとする。

デジタル印刷機

デジタル印刷機については、現行の基本方針においては孔版方式の印刷機が対象となっており、平成 22 年度に設置された印刷分科会において、デジタル印刷機に係る判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施したところ、見直しの必要性は低いと判断された。その後 5 年が経過したところであり、国等の機関の調達状況、市場動向等を踏まえ、印刷機の対象範囲や判断の基準の見直し等の必要性について検討を実施するものとする。

電気冷蔵庫等

電気冷蔵庫等については、本年度、見直しに係る検討を行ったところであるが、現在、省エネ法に基づくエネルギー消費効率に関する基準の改定が検討されているため、本年度は判断の基準等の改定を見送ったところ。来年度は、前記の動向を踏まえつつ、判断の基準の見直し等について検討を継続するものとする。

節水機器

節水機器は、平成 19 年度に追加された品目である。現在、判断の基準等の設定において参考としているエコマーク認定基準の見直しが行われており、平成 28 年 1 月の発効が予定されているところである。このため、改定されるエコマーク認定基準や市場動向等を踏まえ、判断の基準の見直し等の必要性について検討を実施するものとする。

庁舎管理（役務）

庁舎管理については、平成 18 年度に常駐管理の場合、平成 19 年度に常駐管理以外の場合について、判断の基準等を設定しており、本検討会においても、庁舎等の建築物における、設備機器等の適切な管理・運営等を含めた省エネルギー化・低炭素化の推進等の取組の重要性について意見をいただいているところである。このため、前記を踏まえ、判断の基準等の見直しについて検討を実施するものとする。

(3) その他の見直し内容

経過措置設定品目

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断するものとする。

配慮事項の見直し

平成 28 年度の見直し対象品目を中心として、設定されている配慮事項について可能な限り定量化又は明確化を図るとともに、プレミアム基準の活用に資するよう検討を実施するものとする。

3 . その他

(1) グリーン購入の普及促進

グリーン購入の普及促進に向けて、調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定を実施するとともに、取組マニュアルやガイドラインの整備、地方ブロック別説明会等を活用した地方公共団体（特に町村）や事業者等への普及・啓発に、引き続き取り組むものとする。

併せて、平成 28 年度に改定を予定している「プレミアム基準策定ガイドライン」の普及促進に努めるものとする。

(2) 植物由来プラスチックに係る情報収集等

植物を原料とするプラスチック又は合成繊維については、本年度の繊維製品に係る専門委員会における議論等を踏まえ、バイオベース合成ポリマー含有率を判断の基準として導入する等の見直しを実施したところである。

平成 28 年度は、今後の植物を原料とするプラスチック又は合成繊維を使用した製品の上市拡大を想定し、植物由来プラスチックの種類別の普及状況、植物原料及びその生産地、バイオマス度、用途等について情報収集・整理するとともに、植物由来プラスチックの利用に伴うメリット・デメリット、リスク等にも留意しつつ、多面的な検討を行うものとする。

特定調達品目（物品及び役務）の分野別見直し着手予定年度（案） 【平成28～32年度版】

資料 5 別紙

分野	見 直 し 着 手 予 定 年 度					備考
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
見直し品目数	15品目 + 文具類(83品目)	32品目	16品目	27品目	31品目	
分野横断の事項						
紙類			コピー用紙、フォーム用紙、IJ用紙、印刷用紙2品目		トイレットペーパー、ティッシュペーパー	
文具類	全品目					
オフィス家具等		全品目				
画像機器等			プロジェクタ	コピー機等3品目、プリンタ等2品目、ファクシミリ、スキャナ	トナーカートリッジ、インクカートリッジ	エコマークの複写機、プリンタ旧基準はH29年4月30日まで適用
電子計算機等	ディスプレイ、記録用メディア			電子計算機、磁気ディスク装置		エコマーク基準なし（磁気ディスク装置）
オフィス機器等	デジタル印刷機、掛時計			一次電池及び小形充電式電池、電卓、シュレッダー		エコマーク基準なし（シュレッダー、電池、電卓）
移動電話				携帯電話、PHS、スマートフォン		エコマーク基準なし
家電製品	電気冷蔵庫等3品目			電子レンジ、テレビジョン受信機	電気冷蔵庫等3品目、電気便座	エコマーク基準なし（電気冷蔵庫等、電気便座、電子レンジ） テレビはエコマークではH32年度改定
エアコンディショナー等				ストーブ	エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機	エコマーク基準なし
温水器等			ヒートポンプ式電気給湯器	ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器		エコマーク基準なし（ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）
照明			LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ（直管）、電球形蛍光ランプ	LED照明器具、電球形LEDランプ	蛍光灯照明器具	エコマーク基準なし（器具3品目、蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ）
自動車等		2サイクルエンジン油 自動車		ETC、カーナビ	乗用車用タイヤ	エコマーク基準なし（自動車、ETC、カーナビ、タイヤ）
消火器		消火器				
制服・作業服					制服、作業服、帽子	
インテリア・寝装寝具		ベッドフレーム		金属製ブラインド	カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーベット、タイルカーベット、織じゅうたん、ニードルパンチカーベット、毛布、ふとん、マットレス	エコマーク基準なし（金属製ブラインド）
作業手袋					作業手袋	
その他繊維製品	モップ				集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ	
設備	生ゴミ処理機、節水機器	日射調整フィルム、太陽光発電システム、燃料電池	太陽熱利用システム			エコマーク基準なし（燃料電池、日射調整フィルム） エコマークでは太陽熱利用システムはH33年度改定、太陽光発電システムは対象範囲が異なる
災害備蓄用品		災害備蓄用品 10 品目				エコマーク基準なし（繊維製品は上記参考）
役務	庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除	輸配送、旅客輸送、引越輸送、タイヤ更生、自動車整備	会議運営、小売業務、食堂、蛍光灯機能提供業務	印刷、省エネ診断、クリーニング	飲料自動販売機設置	エコマーク基準なし

注 1：斜体はエコマーク基準のないもの。下線は現段階におけるエコマーク改定年度より早めたもの
注 2：横断的な見直しは予定としては示していない。